

歯科保険制度を考える

はじめに

平成19年12月28日に出された「規制改革会議『第2次答申』に対する厚生労働省の考え方」

に下記のような記載があります。

規制改革会議の主張

・患者にとって必要だが、未だ保険収載していない、あるいは保険収載できない治療は常に存在する。このような治療は、必要な治療を切実に求める患者の命を救い、健康を回復させるために、混合診療によってこそ賄わなければならないのである。したがって、医療費負担を保険制度によってカバーする以上、混合診療の存在は当然に前提とすべきものである。

・ 現行の措置において必要なものは維持しながらも、保険診療との併用を認める保険外診療を事前承認の下で限定列挙するという従来の手法ではなく、混合診療を実施した上で届出義務や情報公開義務を課すことにより、不適切な医療が行われなかったための必要な措置を講じるといった根本的な発想転換が不可欠である。

厚生労働省の考え方

我が国の公的医療保険制度は、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により担保する」という国民皆保険の理念に基づき、必要な医療については、国民全体にあまねく平等に提供されることを確保しているものである。このため、安全性、有効性等が確認され、傷病又は負傷の治療に対して必要かつ適切な医療であれば、速やかに保険導入を進め、誰もが公平かつ低い負担で当該医療を受けることができるようにすることが、富裕層のみならず患者全体の利益になるものと考えている。

このようなルールを廃止し、保険診療と保険外診療を制約なく併用できることとするに

「混合診療を認めないと、当該患者は経済的理由からその診療を受けることを断念せざるを得ない。」

という規制改革会議に対して、

「速やかに保険導入を進め、誰もが公平かつ低い負担で当該医療を受けることができるようにすることが、
富裕層のみならず患者全体の利益になるものと考えている。」

と厚労省は答えています。

本音と建て前がぶつかっているようにみえる議論ですが、歯科医療関係者の中には、「厚生労働省の考
え方」よりも「規制改革会議の主張」に共感する人もいないのでしょうか。

その理由は、歯科保険医療が、厚労省の言うとおりではなく、

我が国の公的医療保険制度は、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により担保する」という
国民皆保険の理念に基づき、必要な医療については、国民全体にあまねく平等に提供されることを確
保しようとしているものである。

のが実態だからだと考えています。

つまり、歯科においては、

「速やかな保険導入」

がほとんどない状況なのです。

では、何が原因・理由でそのような状況なのか、そして、それらをどう変えていったらいいのかを次回から述べていきたいと思います。